

[事案 19-29] 3 大疾病保険金請求

- ・平成 20 年 1 月 15 日 裁定申立受理
- ・平成 20 年 8 月 26 日 裁定終了

< 事案の概要 >

罹患した病変（尿路上皮癌）が、支払対象外の「上皮内癌」に分類されることを不服とし、3 大疾病保険金の支払いを求め申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 19 年 8 月、大学病院において「膀胱腫瘍」との診断を受け、病理組織診断名「尿路上皮癌」（TNM 分類は「T a」）という検査結果であった。

そこで、3 大疾病保障定期保険特約にもとづき 3 大疾病保険金を請求したが、保険会社は「上皮内癌」であるので、約款規程により支払うことは出来ないと通知してきた。しかし、診断書には「上皮内がん」という項目に が付いておらず、納得出来ない。詳細な理由説明を求めたところ、会社から「非浸潤癌は『疾病、傷病および死因統計分類提要』において上皮内癌に分類されている」との回答があった。しかし、自分の罹患した病変（尿路上皮癌）が、「なぜ非浸潤癌と言えるのか」「なぜ上皮内癌に該当するのか」について、約款・ご契約のしおりにもとづいた明確な説明がなく、理解出来ない。約款・ご契約のしおりにもとづいた合理的な説明をして欲しい、説明が出来ないのであれば 3 大疾病保険金を支払ってほしい。

< 保険会社の主張 >

申立人の疾患の診断名は「Urothelial carcinoma（尿路上皮癌）」で、TNM 分類の「T a」は乳頭状の非浸潤癌である。本件 3 大疾病保障定期保険特約では、別表によって定義づけられる悪性新生物に罹患したと診断確定されたときに、3 大疾病保険金が支払われるが、別表には、表によって定義づけられる疾病とし、かつ『疾病、傷病および死因統計分類提要（昭和 54 年版）』に記載された項目中、表の基本分類番号に規定される内容によるものと定められている。別表の表には、悪性新生物について「悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病（ただし、上皮内癌（以下略）を除く）」と定められている。

また、医学的には、上皮内がんには非浸潤癌が含まれると解されていることから、申立人の疾患「乳頭状の非浸潤癌」は 3 大疾病保険金の支払事由には該当しない。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立書、答弁書および本件約款規程などにもとづいて審理した結果、約款規程（対象となる悪性新生物につき、別表の表の 1 で「悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴づけられる疾病」とし、同条但書で「上皮内癌」等が除かれている）を合理的に解釈すれば、3 大疾病保険金の請求要件としての悪性新生物は、上皮に留まらず内部に浸潤する悪性新生物（癌）の診断確定を受けたものを意味し、上皮内に留まりそれ以上に浸潤しない悪性新生物（癌）はこれに該当しないことになる。また、「ご契約のしおり」にも、上皮内がんとは非浸潤がんであるとの説明がなされており、これは同様の趣旨であると考えられる。

また本件においては、病理組織学的検査によって病理組織診断名が「尿路上皮癌」

であり、TNM分類でT a（非浸潤癌を意味する）とされているのであるから、同保険金請求要件に該当しないことは明らかである。

よって、申立てには理由がないことから、生命保険相談所規程第40条にもとづき裁定書にその理由を明らかにし、裁定手続きを終了した。